

新型コロナウイルス感染症対策に係る
国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルについて

県内の感染状況を踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、現在の感染状況は、【国分科会ステージ3】（レベル5 厳戒警報）とします。

【概要】

1 県内の感染状況

期 間	新規感染者数	うちリンクなし 感染者数
2月4日(木)～2月10日(水)	30名	9名

2 熊本県リスクレベルについて

前回（2月5日発表）	今回（2月12日発表）
国分科会ステージ3（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は減少傾向にある。	国分科会ステージ3（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は減少傾向にある。

3 県民の皆様へのお願い

県独自の緊急事態宣言については、新規陽性者の確かな減少傾向及び病床使用率の確実な減少の見通しを確認するために、2月8日から2週間の延長を決定しました。

先週（2月4日～2月10日）の新規感染者は30例であり、減少傾向は継続しています。また、病床使用率は2月10日時点で21.6%、重症病床使用率は25.4%であり、国分科会の6指標は、ほぼステージ3の水準を下回っている状態で、改善傾向にあります。この改善状況が引き続き継続することが確認できた場合、来週中にはステージやレベルを引き下げる判断が可能になるものと考えられます。

県民の皆様には、大変な負担をおかけしますが、適切な医療の提供のため、今しばらく緊急事態宣言に係る要請に応じていただくとともに、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（健康福祉部健康危機管理課）
問合せ先：波村、井上、中満
電話：096-333-2478
（内線）5931、5944、5933

熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和3年（2021年）2月12日】

1 熊本県における現状認識

国内においては、全国的に新規感染者は減少傾向を示している。緊急事態宣言が発出された都道府県については、栃木県を除く10都府県が宣言を3月7日まで延長することが決定された。宣言地域においても、新規感染者数は減少を示しているが、医療提供体制や公衆衛生体制の負荷への影響について、引き続き注視が必要な状況にある。

熊本県内の状況は、先週（2/4～2/10）の新規感染者は30例（リンク無し感染者は9例）であった。県独自の緊急事態宣言後、明確な減少傾向が継続している。一方、病床使用率は2月10日時点で21.6%、重症病床使用率は25.4%である。

国分科会の6指標は、ほぼステージ3の水準を下回っている状態で、改善傾向にある。この改善状況が引き続き継続することが確認できた場合、来週中にはステージやレベルを引き下げる判断が可能になるものと考えられる。

県独自の緊急事態宣言については、確かな減少傾向及び病床使用率の確実な減少の見通しを確認するために、2月8日から2週間の延長を決定した。その後、新規陽性者は減少傾向を維持しており、病床使用率も徐々に下がっている状況にある。

県民の皆様には、引き続き負担をおかけするが、適切な医療の提供のため、今しばらく緊急事態宣言に係る要請に応じていただくとともに、基本的な感染防止対策の徹底をお願いする。

前回（2/5発表）	今回（2/12発表）
国分科会ステージ3（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は減少傾向にある。	国分科会ステージ3（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は減少傾向にある。

【国新型コロナウイルス感染症対策分科会の6指標】

	医療提供等の負荷 (判断日の状況)		監視体制	感染の状況 (直近1週間の状況)				
	①病床の逼迫具合		②療養者数 (熊本県人口で換算)	③PCR 陽性率※ (一週間平均値)	④直近1週間 の陽性者数 (熊本県人口で換算)	⑤前週との 比較	⑥感染経路 不明割合	
	病床全体	うち重症者用						
ステージ4	50%	50%	437人	10%	437人	先週より増	50%	
ステージ3	25%	25%	262人	10%	262人	先週より増	50%	
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階							
ステージ1	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階							
2月10日	21.6%	25.4%	115人	3.4%	30人	▲42	0.42	9人(30.0%)
2月3日	39.8%	30.5%	242人	5.2%	72人	▲115	0.39	22人(30.6%)
1月27日	57.5%	33.9%	438人	3.8%	187人	▲211	0.47	51人(27.3%)
1月20日	61.9%	32.2%	704人	8.0%	397人	▲161	0.71	131人(33.0%)
1月13日	62.6%	33.9%	680人	13.3%	558人	+264	1.90	179人(32.1%)
1月11日	60.0%	28.8%	632人	12.8%	541人	+301	2.25	166人(30.7%)
1月4日	47.6%	16.9%	355人	7.4%	240人	▲46	0.84	83人(34.6%)

・1月15日公表リスクレベル(1月13日までのデータ)以降木曜日～翌水曜日までの陽性者数を集計

【熊本県リスクレベル基準】

【目的】患者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける。

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向(拡大・縮小)を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策の考え方・方向性	想定状況
レベル5 警戒警報	県内で ①新規感染者 150 名以上 かつ ②病床使用率 25% 以上 等	<ul style="list-style-type: none"> 重症者、ハイリスク者の救命を最優先とした入院調整。 大規模クラスターや感染拡大の確実な封じ込めのための体制整備、検査実施等。 メリハリを利かせた接触機会の軽減のため、強い制限を要請。 	複数の大規模クラスターの発生
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者 50 名以上 かつ ②リンク無し感染者 25 名以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域でのクラスター発生及びクラスター連鎖の予防のため、保健所への人的支援及び幅広い検査、原因施設への指導等を行う。 メリハリを利かせ、これまでクラスターが発生した施設等から順に感染拡大防止対策の強化を要請。 	感染の更なる拡大と、クラスターの散発/連鎖
レベル3 警報	県内で ①新規感染者 30 名以上 又は ②リンク無し感染者 15 名以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域でのクラスター発生を予防するため、感染増加の原因に着目し、優先順位を付け、特にハイリスクなところから感染防止対策の強化を図る。 	感染の拡大と、小規模クラスターの発生
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式や、基本的な感染防止対策の徹底を啓発 	
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生		
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な対策を啓発 	

※これ以上の爆発的な感染拡大や、国が緊急事態宣言を行う場合の対応は、状況に応じ、更に強い措置を検討する。

※これまでの感染防止対策の経験を踏まえ、メリハリを利かせた対策を行うことを基本とする。

※国の分科会が示した6指標によるステージ分類についても、参考指標とし、毎週公表する。

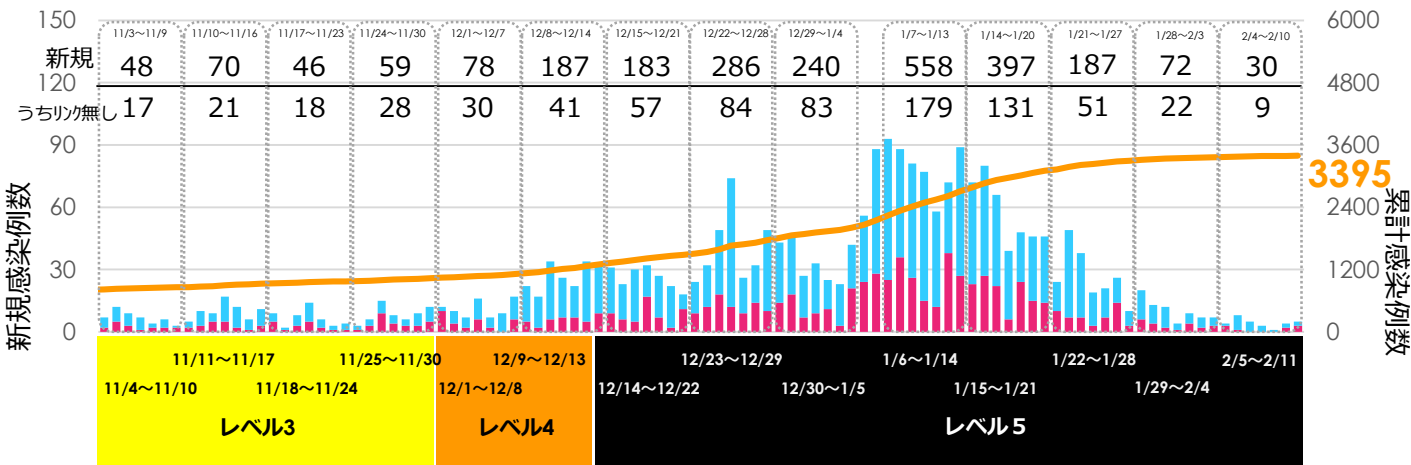
※今後の感染状況等の最新の知見に合わせ、必要に応じて改定を検討する。

2 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント (2月11日現在)

- 国内においては、全国的に新規感染者は減少傾向を示している。緊急事態宣言が発出された都道府県については、栃木県を除く10都府県が宣言を3月7日まで延長することが決定された。宣言地域においても、新規感染者数は減少を示しているが、医療提供体制や公衆衛生体制の負荷への影響について、引き続き注視が必要な状況にある。
- 熊本県内の状況は、先週(2/4~2/10)の新規感染者は30例(リンク無し感染者は9例)であった。県独自の緊急事態宣言後、明確な減少傾向が継続している。一方、病床使用率は2月10日時点で21.6%、重症病床使用率は25.4%である。
- リスクレベルの考え方は、感染症制御の原則に従い、感染が増加しているときは迅速に警戒を発し、減少しているときは慎重に判断するというものである。
- 熊本県におかれては、2月7日までを期限に県独自の緊急事態宣言を発令され、新規感染者は減少しているところ。私は医療崩壊を防止する観点から、減少傾向の確実な確認ができ、病床使用率が十分に下がる確実な見通しが立つまで、緊急事態宣言を延長すべきとお伝えし、県において宣言の2週間の延長を決定された。
- 病床の状況も徐々に改善が見られており、この状況を見極める必要がある。現在の改善状況が来週まで継続した場合、ステージやレベルを引き下げることが可能な状況になるものと考えられる。十分にデータを吟味し、検討していただきたい。
- また、延長した2週間を用い、引き続き県・熊本市において、更なる病床の確保及び医療提供体制の再構築について、医療機関等関係者と協力し取り組みを進めていただくようお願いする。
- 将来的には感染の再増加は必ず起こると考えられるため、今回の感染拡大を踏まえ、医療に負荷がかからないよう、さらに早いタイミングにおいて、強い措置が実行できるよう考え方の整理が必要と考えられる。また、クラスター防止対策として、高齢者施設等の感染防止策の確認や研修の実施など、備えを進めていただきたい。
- 感染が減少傾向にあるからこそ、油断や再増加に至らないよう、県・熊本市においては、県民・市民の皆様に、マスク着用やこまめな手洗い等、基本的な感染防止対策の啓発を徹底していただくようお願いする。

【熊本県における新型コロナウイルス感染症発生状況（11/3～2/10）：確定日ベース】

■ 新規感染例数 ■ リンク不明感染例数 ■ 累計感染例数



・リンク無し感染者数は、調査により変動することがあることに注意
 ・1月15日公表リスクレベル以降木曜日～翌水曜日までの陽性者数を集計

【保健所ごとの感染例の確認状況】

保健所名	これまで	先週 (2/4～2/10)	保健所名	これまで	先週 (2/4～2/10)
熊本市保健所	1793	8	宇城保健所	172	1
有明保健所	284	0	八代保健所	191	0
山鹿保健所	135	0	水俣保健所	121	12
菊池保健所	309	0	人吉保健所	52	6
阿蘇保健所	77	0	天草保健所	46	1
御船保健所	185	2	計	3365	30

3 県民の皆様へのお願い（2月12日発表）

熊本県の感染状況は、**国分科会ステージ3（レベル5 厳戒警報）**です。
 また、感染状況は減少傾向にあります。感染防止のため、次の対応を行います。

熊本県独自の緊急事態宣言を延長します

期間：2月8日（月）～2月21日（日） 区域：県内全域

感染の確かな減少傾向及び病床使用率の確実な減少の見通しを確認するために、「医療を守る行動強化期間」として、緊急事態宣言を延長します。

1 県民の外出自粛要請

生活や健康の維持のため必要なものを除いて、不要不急の外出・移動の自粛を要請します。特に午後10時以降は徹底してください。また、熊本市中心部の営業時間短縮を要請する区域については、午後10時以降の外出自粛は最も徹底してください。

2 飲食店の営業時間短縮要請

熊本市中心部の午後10時以降も酒類を提供する飲食店等の営業時間を短縮（午後10時までに閉店すること）してください。

3 イベントの開催制限

イベントの上限人数を5,000人以内かつ収容人数の50%以内とすることを要請します。開催時間の午後10時までの短縮や、イベント前後の会食自粛、酒類の提供を午前11時から午後7時までとすることを働きかけます。

※既に予約等が完了しているものは、感染防止対策を十分徹底したうえで実施して下さい

4 テレワーク・時差出勤の推進

県独自の緊急事態宣言延長による要請のほか、次の要請も引き続き遵守をお願いいたします。

熊本県では、令和2年12月3日からを、新型コロナウイルス感染症の集中対策期間と位置づけ、対策の強化を図って参りました。感染者数は減少傾向にありますが、病床使用率については予断を許さない状況が続いていることから、緊急事態宣言（集中対策期間）を延長することとしました。

1 基本的な3つの対策を徹底して下さい。

- ① 症状がなくとも、マスク着用
- ② こまめな手洗い・手指消毒
- ③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！

特に高齢者施設や医療施設の管理者は、従業員や出入り業者を含めた関係者の対策確認によりクラスター発生予防に努めて下さい。



©2010 熊本県 くまモン

2 不要不急の外出・移動は自粛を

【移動】



やむを得ず移動する場合、特に「三つの密」のある場及び感染が流行している県外（緊急事態宣言対象地域を含む）には、特に注意をお願いします。

県外から本県への移動は控えていただくよう、家族、友人、関係者に呼び掛けて下さい。

感染流行地域



【外出】

不要不急の外出・移動は自粛し、特に午後10時以降は徹底して下さい。

高齢者等とその同居家族の方は、特に不要不急の外出を避け、人との接触を控えて下さい。

発熱等の症状がある場合は外出しないで下さい。すぐにかかりつけ医等に電話し、受診をお願いします。（特に高齢者の方は徹底を）。



発熱者専用ダイヤル
0570-096-567



くっつかないモン
#KeepDistance

3

会食はリスク大！特に注意をお願いします。



5人以上の会食(宅飲みを含む)を自粛して下さい。
(会食は、子ども、介助者等を除き4人以下の単位として下さい。ただし同居家族のみの場合はこの限りではありません)
また、普段顔を合わせていない方との会食は、極力控えて下さい。



ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策が講じられていないホストクラブやキャバクラ等の接待を伴う飲食店は、利用しないで下さい。



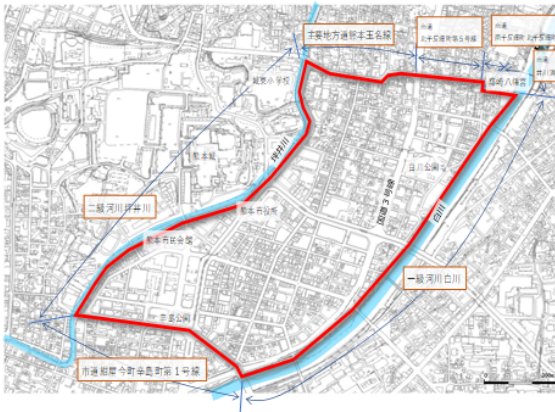
手を洗うモン
#WashHands

「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を実践し、安全な会食の工夫をして下さい。

4

飲食店事業者の皆様への要請

熊本市中心部の午後10時以降も酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店は、営業時間を短縮(午後10時から翌日午前5時までの間は営業しない)してください。



■対象区域

安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番～7番、井川淵町1番～2番



換気をするモン
#OpenWindow

改めて、県のチェックリスト等を用いた感染防止対策の徹底をお願いします。

熊本市中心市街地飲食店緊急PCR検査を受けてください。

県民の皆様へのメッセージ

残念ながら、感染者やその御家族、医療従事者の方々の中に、差別を受け、苦しんでいる方がおられます。新型コロナウイルス感染症には、誰もがどこでも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、職場関係の方々に責任はありません。不当な扱いや嫌がらせ、誹謗・中傷などは絶対にないよう、お願いいたします。

熊本市の状況と対策

- 熊本市においては、減少傾向が継続していますが、引き続き医療機関のクラスターに関連した感染が確認されています。2月10日時点の熊本市内の病床使用率は30.7%、特に即応病床での重症病床使用率は43.8%と依然として高く、医療提供体制はひっ迫した状況が継続しています。

【対策】

- ・引き続き、飲食店の営業時間の短縮要請について、制度周知など県市連携して取り組みます。
- ・熊本市において、次のとおり取組を進められます。
 - ✓熊本城及び熊本市動植物園について、当面の間、閉館を継続します。
 - ✓このほかの市有施設の開館時間を午後8時までとします。また、高齢者等の利用が多い市有施設の休館・利用休止を継続します。
 - ✓さらに、収容人数が定められている市有施設については、収容率を50%以内とします。
 - ✓また、当面の間、熊本市主催のイベントを中止又は延期します。加えて、市有施設における民間主催イベントについて、上限人数5,000人かつ収容率50%以内に制限します。
 - ※ なお、これらの制限により、施設利用の中止を行った場合、施設利用料の全額を返金します。
 - ✓高齢者施設等従事者への緊急PCR検査や、感染者が多発しているエリアの接待を伴う飲食店への緊急出張PCR検査を引き続き実施します。

【熊本市からの要請】

- ・県独自の緊急事態宣言の延長に基づく要請を熊本市からも改めて熊本市民の皆様に周知。
- ・同居家族以外との会食を控えることを徹底してください。
- ・職場における感染防止対策を強化してください。
 - ✓事業者は、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を強力に推進し、「出勤者数の5割削減」を目指してください。
（社会機能維持に従事している方については、この限りではありません）
 - ✓特に、感染リスクが高まる「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室等）に注意してください。

4 県民の皆様へ、基本的にお願ひすること

以下の対策は、リスクレベルによらず徹底をお願ひします。

I 県民の方への要請

(1) 最も重要なお願ひ

- ① 症状がなくとも、マスクを着用して下さい。
- ② こまめな手洗い・手指消毒を行ってください。
- ③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談を！

(2) 基本的な対策及び考え方

- ・「新しい生活様式」の実践をお願ひします。
- ・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策の徹底を要請します。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底して下さい。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの積極的な利用をお願ひします。

(3) 外出について

- ・「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は控えて下さい。
- ・発熱やかぜの症状がある場合は外出を控え、特に会食等に参加しないようにして下さい。
- ・高齢者、基礎疾患を有する方及びその御家族の方は、外出の際は感染防止対策を特に徹底することを要請します。

(4) 飲食店等、営業施設の利用について

- ・ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策が講じられていないホストクラブやキャバクラなどの接待を伴う飲食店は利用しないでください。
- また、その他の飲食店等についても、感染防止対策が講じられていない場合は利用を控えて下さい。

II 事業者の方への要請

(1) 企業、事業所、施設の感染防止対策について

- ・企業及び事業所等においても、業種別ガイドラインを参考に感染防止対策を要請します。
- ・社会福祉施設及び医療機関においては、施設内感染や院内感染を防止する対策の徹底を要請します。
- ・事業所や施設内における感染防止対策においては、特に次の点に留意し具体化して下さい。
 - 感染者や有症状者等が発生した場合の、事業所内での連絡体制や事業休止のルール等を定めておくこと。
 - 感染者等が発生した場合の、対策責任者や対応者等を定めておくこと。

(2) 飲食店の感染防止対策について

- ・県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行ってください。
- ・熊本市をはじめ、各市町村及び団体等が行う飲食店における感染防止対策支援事業に積極的に取り組み、感染防止を十分に図って下さい。
- ・県において感染防止講習会への講師派遣等を行います。20名程度以上を単位とし、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局あてお申し込みください。
- ・「特定の飲食店」※においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底するとともに、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示することを要請します。

※...「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」
(令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡)